

クラブ、サークル、同好会設立に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、白樺会の世代を超えた会員間のコミュニケーションの円滑化、町内会活動の活性化を図るとともに、住みよい地域を確立するためのクラブ、サークル、同好会（以下、サークルと称する）の設立促進を目的とする。

(サークルの設立)

第2条 サークルの設立は、所定の申請書にて会長宛に申請し、役員会において審査・受理後、一定期間を経て班長会議で確認する。

(設立申請)

第3条 サークルの設立申請は、別に定める申請書に必要事項を明記し行うものとする。

(認可)

第4条 役員会及び班長会議は、サークルの申請受理後3か月間の活動実績をもって審査し、認可するものとする。

(補助)

第5条 認可されたサークルには、年間10,000円の活動補助を行う。但し、認可初年度については、認可する月により月割り等により減額する。

(活動報告)

第6条 サークルは、その年間活動実績及び会計について、文書をもって白樺会定期総会に報告するものとする。

また、白樺会の回覧及びホームページ上で、随時活動報告、会員募集などの行えるものとするが、認可前の会員募集などについては、役員会の承認を得るものとする。

(認可の取り消し)

第7条 以下の場合、サークルの認可を取り消すことができる。

- ①定期総会から次年度の定期総会までの間に活動実績がなかった場合。
- ②サークルとして政治活動及び宗教活動が行われた場合。
- ③サークルとして反社会的勢力がかかわる活動が行われた場合。
- ④申請内容に著しい虚偽があった場合。
- ⑤その他白樺会のサークルとしてふさわしくないと判断された場合。

(その他)

第8条 本細則に未規定または不測の事態が発生した場合は、役員会・班長会議の議を経て、会長が定めるものとする。

(付則)

第9条 この細則は、2018年4月15日から施行する。